

旭川医科大学基金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学基金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学基金規程（平成28年旭医大達第27号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 修学支援事業 経済的理由により修学が困難な学生及び<u>障害のある学生</u>を支援する事業</p> <p>(略)</p> <p>(修学支援事業の整理)</p> <p>第7条 前条の場合において、経済的な理由で修学に困難がある学生に対する次の各号に該当する寄附金は、第3条第1号の修学支援事業の資金として個別に整理するものとする。</p> <p>(1) 授業料，入学料又は寄宿料の全部若しくは一部を免除するもの</p> <p>(2) 学資を貸与又は給付するもの</p> <p>(3) 教育研究上の必要があると認めた学生による，海外への留学に係る費用を負担するもの</p> <p>(4) 学生の資質を向上させることを主たる目的として，学生を教育研究に係る業務に従事させる際の手当等を負担するもの</p>	<p>(略)</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 修学支援事業 経済的理由により修学が困難な学生を支援する事業</p> <p>(略)</p> <p>(修学支援事業の整理)</p> <p>第7条 前条の場合において、経済的な理由で修学に困難がある学生に対する次の各号に該当する寄附金は、第3条第1号の修学支援事業の資金として個別に整理するものとする。</p> <p>(1) 授業料，入学料又は寄宿料の全部若しくは一部を免除するもの</p> <p>(2) 学資を貸与又は給付するもの</p> <p>(3) 教育研究上の必要があると認めた学生による，海外への留学に係る費用を負担するもの</p> <p>(4) 学生の資質を向上させることを主たる目的として，学生を教育研究に係る業務に従事させる際の手当等を負担するもの</p>

(5) 外国人留学生と日本人学生が共同生活を営む寄宿舎の寄宿料減額を目的として次に掲げる費用の一部を負担するもの（新設）

ア 当該寄宿舎の整備を行う場合における施設整備費

イ 民間賃貸住宅等を借り上げて当該寄宿舎として運営を行う場合における賃料

2 前条の場合において、障害のある学生に対する個々の学生の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要な寄附金は、第3条第1号の修学支援事業の資金として個別に整理するものとする。

（新設）

3 第3条第1号の修学支援事業の資金から、学資の貸与に充当するために支出された金銭であって、当該貸与の結果として、被貸与者から金銭が償還された場合にあつては、当該償還された金銭は、再び修学支援事業の資金に帰属させるものとする。

（略）

（庶務）

第11条 基金の庶務は、事務局各課等の協力を得て、総務課において処理する。

（書類の閲覧）

第12条 第7条に規定する修学支援事業の資金にかかる修学支援基金名称等確認書類及び修学支援基金明細書並びに第8条に規定する研究等支援事業の資金にかかる研究支援基金名称等確認書類及び研究支援基金明細書について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを総務課に備え置き、閲覧させるとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により提供する。（新設）

（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか、基金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

2 第3条第1号の修学支援事業の資金から、学資の貸与に充当するために支出された金銭であって、当該貸与の結果として、被貸与者から金銭が償還された場合にあつては、当該償還された金銭は、再び修学支援事業の資金に帰属させるものとする。

（略）

（庶務）

第11条 基金の庶務は、事務局各課等の協力を得て、総務課において処理する。

（雑則）

第12条 この規程に定めるもののほか、基金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

この規程は、令和6年12月10日から施行する。

【改正理由】

令和6年度税制改正大綱等を踏まえた税額控除告示の改正に伴い、所用の改正を行う。